

### 議案第 3 号

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の  
制定に係る意見の申出について

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次の  
ように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例  
(目的)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31  
年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、上尾市教育委員会  
教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 上尾市教育委員会教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
おいては、あらかじめ上尾市教育委員会の承認を得て、その職務に専念  
する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、上尾市教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成  
26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の  
規定は、適用しない。

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長  
の職務に専念する義務の特例を定めたいので、この案を提出する。